

従業員のみなさまのために ハイパー上乘せ健保プラン

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

疾病入院補償特約(疾病入院医療費用保険金、疾病先進医療等費用保険金)、
所得補償保険金支払特約、フルタイム補償特約等セット



どちらが
魅力的な企業と
感じますか？



210,000円	月 給	200,000円
9:00~17:00/残業あり	勤務時間	9:00~17:00/残業あり
週休2日・祝日	休 日	週休2日・祝日
<ul style="list-style-type: none"> ●昇給:年1回 ●賞与:年2回 ●各種社会保険完備 	待 遇	<ul style="list-style-type: none"> ●昇給:年1回 ●賞与:年2回 ●各種社会保険完備 ●業務災害補償制度 ●疾病見舞金制度 ●各種健康相談窓口あり 24時間電話健康相談 メンタルヘルス相談 生活習慣病の重症化予防サポート 治療と専門医の情報提供 セカンドオピニオン相談 健康診断後の二次検診相談

上記内容は、あくまでも一例であり、特定の会社を例示したものではありません。

福利厚生制度の充実が 企業活動にとって多くのメリットがあります

採用競争力

応募時に人材が集まりやすい

- 応募者が福利厚生の充実を求める傾向

定着率向上

従業員満足度

- 従業員のモチベーションの向上
- 従業員本人・家族に対する思いを伝える制度として活用

生産性向上

良質な人材の確保

- 業務に集中できる健康状態を確保
- メンタルヘルスケア

ブランド効果

企業の成長・信頼性の向上

- 取引先・顧客からの信頼向上
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 「健康経営®」*の実践



※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。
AIG損保はNPO法人健康経営研究会の賛助会員です。

1 個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償!

病気・所得を補償する特約およびフルタイム補償特約については、事業主、常勤[※]の法人役員、社員、常勤[※]のパート・アルバイトの方が対象となります。なお、所得を補償する特約は、保険期間の開始日時点で満75歳以上の方は対象とはなりません。

※常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

(注)保険期間が始まる前または補償対象者となる前(入社前など)に既に発病していた病気は補償の対象とはなりません。お支払いできない主な場合などは、パンフレット等をご覧ください。

2 保険料は、年令・性別に関わりなく、貴社の事業内容および売上高により決定!

3 保険金の受取人は、役員・従業員ご自身! 保険料は、全額損金計上!

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。

※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2023年7月現在)

4 病気入院やがんの通院治療による公的医療保険制度の一部負担金^{※1}、先進医療などの費用、差額ベッド代など、実際に負担した治療費用を補償します。

さらに、病気やケガで働けなくなったときの所得を定額で補償します^{※2}。

(注)事業主、常勤^{※3}の法人役員、社員、常勤^{※3}のパート・アルバイトの方が対象となります。

※1 健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。

※2 免責期間があります。また、保険期間の開始日時点で満75歳以上の方は対象とはなりません。

※3 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

5 セカンドオピニオンやメンタルケアカウンセリングなどの無料サービス付き!

【セカンドオピニオンアレンジサービスのご利用例】

- 他の治療方法はないのか、相談したい。
- 先進医療が必要らしい。どうしたらいいの?
- 手術することになったが、他に選択肢はないの?
- 専門医の意見を聞きたい。

※本サービスは、ティーパック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。



ご注意

病気および所得を補償する特約のみでのご契約はできません。ご契約条件は、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>